

報第3号

令和7年6月10日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会
委員長 那須正幸

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会調査結果中間報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、
遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

(別紙)

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会 調査結果中間報告

遊佐町議会活動等に関する調査について、令和6年6月の第572回遊佐町議会定例会において調査特別委員会が設置され、以後に小委員会7回、特別委員会8回を開催し、調査・研究・検討を進めてまいりました。

本特別委員会に付託された事項について、中間報告を次の通りまとめましたので、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

記

1 調査等事項

- (1) 令和5年度、遊佐町議会内において病気療養による長期欠席者が発生した。議会に関連する手続きには、長期欠席のための届け出様式を始め、欠席中の議員報酬の取扱いについても特段の定めがなく、全議員にて協議を行なったところ、「一定の基準を定め議員報酬の削減規程を定めるべき」との結論に至った。
- (2) 長期欠席対応の先進地視察として令和6年1月に議会運営委員会が行なった行政視察報告資料や、県内市町村議会での対応状況、全国の市町村議会での事例について情報収集をし、長期欠席の定義、議員報酬削減割合、手続きについて議論を行ない一定の合意を得た。
- (3) 長期欠席による議員報酬の特例を定めるにあたり、改正手法（条例改正・条例制定）についての情報収集を行ない、遊佐町議会においては、新たに条例を制定することによって可能であるとの結論から具体的な条例案の作成に着手した。

2 調査結果及び意見等

- (1) 長期欠席対応については「辞職も含め議員本人の対応に委ねる」との観点から条例化されていない地方自治体がある一方、昨今の社会情勢により問題提起される事例もあることから、この数年で新たに制定した地方自治体も多く見受けられた。
- (2) 長期欠席の定義は各地方自治体で異なっており、定例会欠席のみを対象とする例や委員会を含む全会議を対象とする例、議員報酬削減割合においても同様で、各地方自治体で検討を重ねそれぞれの条例となっている。
- (3) 本特別委員会での検討・議論を重ねた結果、遊佐町議会においては長期欠席の定義は、委員会を含む全会議の欠席を対象とし90日を超える欠席から減額割合を乗ずることとした。なお、期末手当の計算の基礎となる月額は対象外とし、新たに「長期欠席届出書」「復帰

届出書」を定める。

- (4) 令和7年6月第579回遊佐町議会定例会において「遊佐町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を議員提案発議において上程する。

3 今後の本特別委員会の検討課題

- (1) 遊佐町議会政治倫理規程の制定
- ・議員の規律の基本となる事項を定め、誠実かつ公正にその職務を行い、人格と倫理の向上を図る。
- (2) 遊佐町議会のライブ配信
- ・開かれた議会運営を目指し、町民からの要望もある議会のライブ配信を目指す。各まちづくりセンターでの議会中継を検討する。
- (3) 遊佐町議会議員成り手不足への対策
- ・昨今の全国的な問題である議員の成り手不足による欠員、無投票選挙を避けるため、議会としての対策を検討する。

4 委員会開催日

(1) 特別委員会

第1回委員会	令和6年	6月14日	(全員出席)
第2回委員会	令和6年	7月10日	(全員出席)
第3回委員会	令和6年	9月3日	(10名出席)
第4回委員会	令和6年	10月30日	(全員出席)
第5回委員会	令和7年	1月23日	(全員出席)
第6回委員会	令和7年	4月2日	(全員出席)
第7回委員会	令和7年	5月8日	(全員出席)
第8回委員会	令和7年	5月29日	(全員出席)

(2) 同 小委員会

第1回小委員会	令和6年	6月27日	(全員出席)
第2回小委員会	令和6年	8月27日	(全員出席)
第3回小委員会	令和6年	10月21日	(全員出席)
第4回小委員会	令和6年	12月26日	(全員出席)
第5回小委員会	令和7年	3月28日	(全員出席)
第6回小委員会	令和7年	4月15日	(全員出席)
第7回小委員会	令和7年	5月23日	(全員出席)